

## 議案第 8 5 号 旧三田市立幼稚園の敷地等の使用に関する条例の制定について

**【趣 旨】** 市立幼稚園の再編により閉園となった三田市立幼稚園の敷地及び建物（以下「旧幼稚園敷地等」という。）について、暫定使用期間において地域の子育て、地域活動の支援等に資する利活用を行うに当たり、対象とする旧幼稚園敷地等に関する使用手続き及び暫定使用期間を定めることにより、公有財産の適切な管理及び有効な利活用を推進することを目的として、当該条例を制定しようとするもの。

### 【内 容】

#### 1 暫定使用期間【第 3 条関係】

用途が定まるまでの期間となる場合を除き、規則で定める期間とする。

#### 2 対象となる幼稚園【第 4 条関係】

- ・小野幼稚園
- ・高平幼稚園

#### 3 使用の許可【第 9 条関係】

旧幼稚園敷地を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとする時も同様とする。

#### 4 使用料【第 1 1 条関係】

第 9 条第 1 項の許可を受けた者は、別表に規定する使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

別表（第 1 1 条関係）

旧幼稚園敷地等使用料

施設名 \ 使用時間	午前 8 時から午前 1 2 時まで	午前 1 2 時から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 1 0 時まで
保育室（1 室につき）	2 5 0 円	3 0 0 円	4 5 0 円
遊戯室	2 5 0 円	3 0 0 円	4 5 0 円
園庭	4 0 0 円	5 0 0 円	

#### 5 規則委任【第 2 2 条関係】

**【施行期日】** 令和 7 年 7 月 1 日

**【予算措置】** 暫定使用期間に係る施設維持管理経費を令和 7 年度以降の予算に計上予定。

**【その他】** 当該条例の市議会での議決後、当該条例の施行規則の制定を行う予定。